

富山国際大学では、新型コロナウイルスの感染防止対策として活動制限指針を策定いたしました。

富山国際大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針 20200422

レベル	研究活動	授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	学内会議	事務体制
0 通常					
1 一部制限	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ、オンライン授業を中心に行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、オンライン参加を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。
2 制限一小	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	オンライン授業のみ	全面禁止	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行します。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。
3 制限一中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	オンライン授業のみ	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。
4 制限一大	以下の研究スタッフ(事情によっては研究員も可)のみ研究室への立ち入りが許可されます。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)研究材料の維持あるいはサーバーの保持のために一時的に入室する研究スタッフ	オンライン授業のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。
5 原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、研究材料の維持やサーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ(教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止)	全面禁止	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。建物及びグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要があります。

*この活動制限指針は、今後の感染拡大状況の変化に応じ、随時見直しを行う場合があります。